

評 価 書（抜粋）

宮 城 県

下記事業を対象として行った大規模事業評価の結果は、以下のとおりである。

記

1 対象事業名

教育・福祉複合施設整備事業

2 事業の概要

- (1) 総合教育センター(仮称)、通信制独立校(仮称)及び新福祉センター(仮称)を併せて整備し、多様化する行政ニーズに対応するとともに、教育と福祉の機能連携等を図るものである。
- (2) 教育と福祉の機能を連携することにより、いじめ、虐待、特別支援教育、不登校等の相談に対して、教育・福祉の窓口併設による利用者の利便性の向上が図られるとともに、相互の職員による総合的な支援が可能になるほか、就学前から学校卒業後までの個々人のライフスタイルに即した、教育・福祉の一体的、継続的な支援が可能になるなどの効果が期待できるものである。また、土地、建物の効率的な利用、建設費等の低減が図られるものである。
- (3) 総合教育センターは、学校教育の活力と質的水準の維持・向上を図るため、教育研修センターと特別支援教育センターを移転統合し、教育施策推進の中核的な機関として整備するものである。また、通信制独立校は、仙台第一高等学校通信制課程を、全日制から分離独立し、施設の狭隘問題や、生徒の質的变化へ対応し、総合教育センターと一体的に整備するものである。
- (4) 新福祉センターは、老朽化している子ども総合センター、中央地域子どもセンター及びリハビリテーション支援センターを移転統合し、子どもや障害者等をめぐる多様な問題の解決を図る機関として整備するものである

〔参考〕

建設予定地：名取市下増田臨空土地区画整理事業地内

敷地面積：28,000㎡

建設規模：30,438㎡(延べ床面積・予定)

供用開始：平成24年4月(予定)

総事業費：20,815百万円(初期建設費9,387百万円、維持管理・運営費11,428百万円)

総合教育センター(仮称) 15,815㎡

通信制独立校(仮称) 3,299㎡

新福祉センター(仮称) 11,324㎡

3 評価の経過

平成17年度に「総合教育センター(仮称)及び通信制独立校(仮称)整備事業」として大規模事業評価を実施しており、行政評価委員会から「事業を実施することは妥当」との答申を受け、県として事業を実施することとして決定している。

今回、総合教育センター(仮称)及び通信制独立校(仮称)に、新福祉センター(仮称)を併せて整備することから、計画の変更として、以下により改めて評価を実施したものである。

平成19年6月4日	行政活動の評価に関する条例第5条の書面(評価調書)の確定
平成19年6月4日	行政評価委員会に諮問
平成19年6月6日～7月5日	同条例第9条に基づく県民意見聴取(3人から9件の意見)
平成19年6月8日	大規模事業評価部会(第1回)開催
平成19年7月13日	大規模事業評価部会(第2回)開催 現地調査を含む
平成19年8月27日	行政評価委員会から答申
平成19年9月10日	県の自己評価の確定, 同条例第10条に規定する評価書の確定

4 行政評価委員会の意見

教育・福祉複合施設整備事業については、行政活動の評価に関する条例第5条第1項に基づく書面(評価調書)をもとに、事業の必要性、適時性、有効性及び効率性等、同条例施行規則第17条第1項に定める基準に従い審議した結果、事業を実施することは妥当と認める。

ただし、同条例第10条第1項に基づく書面(評価書)の作成及び事業の具体化に当たっては、下記に掲げる事項について更に検討を行い、その結果を同書面及び事業に適切に反映することを求める。

- (1) 事業の具体化にあたっては、教育及び福祉関連施設の一体的整備による連携強化や効率化等の利点を十分に引き出すとともに、各施設機能の特殊性などにも配慮した施設整備と運営を行うこと。
- (2) 施設設計にあたっては、利用者ニーズを踏まえ、ハード、ソフト両面の機能充実を図ること。また、広く県民に開かれた施設としての活用方法等について、検討を行うこと。
- (3) 既存施設の跡地についても、その有効活用の方策を早急に検討すること。

5 評価の結果

宮城県行政評価委員会大規模事業評価部会での2回にわたる審議と同委員会からの答申及び県民意見聴取の結果を踏まえ、この事業について、行政活動の評価に関する条例施行規則第17条第1項に定める基準に基づき評価を行ったところ、この事業を実施することは適切と判断した。

なお、宮城県行政評価委員会からの答申内容についての検討結果は、次のとおり。

【県の検討結果】

- (1) 総合教育センター(仮称)、通信制独立校(仮称)及び新福祉センター(仮称)の整備にあたっては、機能の連携強化、施設の共用による効率化等を図ることとし、さらに、それぞれの役割がしっかりと果たせるよう、各施設機能の特殊性などに配慮した整備を進めるものとする。
- (2) 施設の設計にあたっては、利用者実態を十分に把握し、更なる機能向上が図れるよう検討する。また、各種事業を展開していく上で、地元・関係団体等と連携を図りながら、一般県民に開かれた施設となるよう機能、運用方法等を検討する。
- (3) 新築移転後の各施設の跡地利用については、県庁内での利活用や一般等への売却等、有効な活用方策を検討する。